高度地区変更箇所別調書

(札幌市)

変更箇所名	対図番号	変更内容		変更面積	変更理由
		Ш	新	(ha)	夕 丈 垤 田
屯田6-4地区		2 7 m高度地区	北側斜線高度地区	2.5	用途地域を第一種低層住居専用地域に 変更することにあわせて、低層住宅地に おける日照等の居住環境の保護を図るた め、高度地区を変更する。
月寒東2-1地区		3 3 m高度地区	4 5 m高度地区	1.4	容積率を 200%から 300%へ変更することにあわせて、適切な高度利用を支えるため、高度地区を変更する。



